

Title	高知県幡多方言の使役形式 : 活用体系変化の一過程
Author(s)	松丸, 真大
Citation	阪大日本語研究. 2002, 14, p. 21-38
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/9911">https://hdl.handle.net/11094/9911</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

高知県幡多方言の使役形式  
—活用体系変化の一過程—  
Causatives in Hata Dialect:  
A transitional stage of morphological change

松丸 真大  
MATSUMARU Michio

キーワード：使役、活用体系、言語変化、二重使役形式、ラ行五段化

【要旨】

本稿は、高知県幡多方言話者の使役諸形式を記述し、現在進行中の変化の一過程をとらえようとするものである。調査結果から、「行カサス」のような二重使役形式は、平叙文において間接的使役の意味でのみ用いられるが、行為要求文になるとこのような使い分けがはっきりしなくなっていくことがわかった。また、一段動詞にのみ存在する、「見サス」のようなサス使役動詞と「見ラス」のようなラス使役動詞はほとんど意味的な違いを持たないことも明らかとなった。これらの結果から、(a) 活用体系の変化には意味的な差異をもって進行するものと意味的な違いを持たず進行するものの2種類があること、そして (b) 二重使役形式への変化は、間接的使役から直接的使役の意味へ、行為要求文から平叙文へという方向で起こることが示唆される。

1. はじめに

動詞活用体系の変化に関する研究は、これまでに数多くなされてきている。これらの研究は、活用体系全体を考察の対象とするマクロな視点から変化について考察し、変化における活用形間の階層関係や変化の地理的分布などに成果をあげている。その反面、活用体系全体を対象とするために、動詞の形式的な側面に焦点が当てられてきたように思われる。本稿では、考察の対象を一活用形に限定し、そこで起こっている変化が一個人の体系にどのように反映されているかを見る。個人体系の記述というミクロな視点を通して、変化過程の一端をとらえることが本稿の目的である。

対象として、高知県幡多方言において現在進行中の変化である、使役形式のラ行五段化と二重使役形式化をとりあげ、筆者が行なった面接調査の結果をもとに考察をすすめる。

以下、2. で本稿の考察のもととなっている調査について述べ、3. では使役の意味と当該方言の使役諸形式について述べる。続く4. では使役を表す諸形式の意味について考察する。その後、5. で考察をまとめ、他地域の類似現象との関連についてふれる。

## 2. 調査の概要

### 2. 1. インフォーマント

調査対象としたインフォーマントの詳細は以下の通りである。

生年： 昭和22年（調査時53歳） 性別：女性

居住歴： 0歳～18歳 高知県宿毛市小筑紫町

18歳～20歳 神奈川県横浜市

20歳～23歳 高知県宿毛市小筑紫町

23歳～25歳 兵庫県西宮市

25歳～32歳 兵庫県神戸市

32歳～現在 大阪府豊能郡

このインフォーマントは移住を重ね、現在大阪府に居住しているが、仕事の関係上ひと月の約3分の2は、出生地である高知県宿毛市小筑紫町に滞在し、現在でも頻繁に当該方言と接触している。他方言との接触期間が長いことから、移住歴のない話者の言語体系とは異なる体系を有する可能性は否めない。しかし逆に、他方言と接することによって母方言をそれらと対比し、客観的に内省できるという面もある<sup>1)</sup>。事実、このインフォーマントは内省能力が非常に高かった。ここでは、(a) 内省能力が非常に高い、(b) 言語形成期間は移住していない、の2点から当該方言話者のインフォーマントとして採用した。

### 2. 2. 調査方法

調査は2000年11月に5回に分けて行なった。調査方法として、母方言話者の内省をもとに諸形式の意味を導き出す方法を採用しているが、これは以下の理由による。

1. 用いやすさの程度など、形式間の微妙な違いに関する情報が得られる。
2. 考察対象の一つである二重使役形式は頻繁に用いられるものではない。したがって、談話資料などから諸形式の意味を帰納する方法は適さない。

調査は、調査者が予め用意した文において、複数の使役形式それぞれが「自然」か「不自然」かを問う形式で行なった。「不自然」な形式とは、ある文脈でその形式を使用した場合、当該方言では用いない文になる（とインフォーマントが判断する）ものを指す。逆

に「自然」な形式とは、それを用いた場合、当該方言の文として何ら問題のないものを指す。この「自然／不自然」の判断はほとんどの文脈ではっきりしているが、いくつかの文脈ではインフォーマントが判断に困るものがあった。このような場合には「やや不自然」な形式として扱った。

しかし変化の途上にある形式群は、「自然／不自然」というはっきりしたものだけではなく、いずれかの形式が「より自然」と内省されることが多い。つまり、文法性判断ではどの形式も「自然」であるが、「自然さ」（あるいは「用い易さ」）の程度に差が見られることが多いのである。この「自然さ」の程度は、複数の形式を比較して初めて現れる問題であり、文法性判断の問題とは区別して考えるべきものである。また、このような判断は、従来の文法記述では分析の対象とされてこなかった。しかし、変化過程の中にある体系を記述するためには、このような微妙な差異も文法性判断と同様に重要であると筆者は考える。したがって、本稿では「自然さ」の程度も考慮に入れ、分析をすすめることにする。

以下の例文では、「不自然」と判断された形式には「\*」を付し、「やや不自然」と判断された形式には「?」を付す。また、「自然」と判断された形式の中で「自然さ」の程度を示すために、「1 ミラサス」のように形式の前に数字を記すことにする。この数字が小さいものは、大きいものに比べて「当該の文脈でより自然／用いやすい」ことを表す。なお、以下の例文では対象とする動詞部分のみを方言訳し、カタカナ表記で示す。

### 3. 分析枠と形式の整理

#### 3. 1. 使役の意味

ここでは、本稿の考察で用いる使役の意味について簡単に述べておく。

まず、使役の文法的意味は、目的の動作・変化・状態が使役主体の意志によって引き起こされるのか、使役客体の意志によって引き起こされるのかによって、単なる《使役》と《許容》の使役とに分けることができる (Shibatani 1976 ; 佐藤1986 ; 村木1991) <sup>2)</sup>。以下に例を示す。

- (1) a. 母親が 息子に 本を よませた。 《使役》  
 b. 母親は 息子を おそくまで あそばせた。 《許容》

(村木1991 : 181)

また、他動詞も含めて考えると、直接的使役 (direct causation) ・間接的使役 (indirect causation) という意味的対立もある (Shibatani 1976 ; Comrie 1989)。これらの研究によると、日本語においても、世界の諸言語においても、この直接的使役から間接的使役とい

う連続的な意味のスケールと、語彙的使役－形態的使役－分析的使役<sup>3)</sup>という形式的な連続体とが相関関係にあるとされる。すなわち、ある言語で使役表現が2種類的手段で表される場合、語彙的使役の極に近いほうの表現はより直接的な使役の意味を担い、逆に、分析的使役の極に近いほうの表現はより間接的な使役の意味を表す傾向にあるのである。

このように、《直接》↔《間接》という意味的スケールは、使役を表す動詞の形態に反映される。したがって、本稿のように動詞形態による意味の違いを考察する場合に、これは重要な観点となると考えられる。以下では、Shibatani (前掲) を参考に、(2) の条件を満たすものを直接的な使役とし、逆にこの条件から外れるものを間接的な使役として扱うことにする。

- (2) a. 使役主体が使役客体（ひきおこされる動作・変化・状態の主体）に物理的な働きかけを行なう  
 b. 使役主体の働きかけは使役客体に対するものである  
 c. 使役主体の働きかけとそれによってひきおこされる事態はほぼ同時に起こる

### 3. 2. 形式の整理

ここでは、考察の対象とする使役形式を簡単に整理しておく。当該方言では、使役形において (a) 一段動詞のラ行五段化と (b) 二重使役形式化が進行中である。この結果、下表のように使役を表す複数の形式が併存状態にある。

【表1】幡多方言の使役形式

	書く	取る	見る	寝る
使役動詞	カカス	トラス	ミサス	ネサス
二重使役形式	カカサス	トラサス	ミラサス	ネラサス

五段動詞（書く・取る）では、従来の使役動詞（カカス・トラス）に加えて、二重使役形式化によって生まれた二重使役形式（カカサス・トラサス）がある。一段動詞（見る・寝る）では、従来の使役動詞（ミサス・ネサス；以下、サス使役動詞）がラ行五段化した使役動詞（ミラス・ネラス；以下、ラス使役動詞）、および、それが二重使役形式化したミラサス・ネラサスの3形式が併存状態にある。なお、二重使役形式化は、非ラ行の五段動詞→ラ行五段動詞→一段・カ変・サ変動詞の順に進行することが、別の調査で明らかになっている（松丸2001）。

以下では、変化の途上にあるこれらの形式群が、一個人の体系内でどのような意味的差

異を付与されているかを明らかにする。具体的には、(a) 全ての動詞に見られる、使役動詞と二重使役形式の違い、そして (b) 一段動詞にのみ存在する、サス使役動詞とラス使役動詞の違いについて考察する。

#### 4. 考察

以下、4. 1. で平叙文における諸形式の使い分けを確認する。続く4. 2. において、命令文・依頼文などの行為要求を表す文における諸形式の違いを記述し、平叙文におけるふるまいと比較する。

##### 4. 1. 平叙文での使役表現

###### 4. 1. 1. 使役動詞と二重使役形式

ここでは、使役動詞と二重使役形式の意味的差異について考察を行なう。まず、五段動詞の場合から考察する。通常の使用表現の場合には、二重使役形式を用いることができず、使役動詞のみが適格となる。

- (3) a. 子供が 遊ぶ  
 b. 母親が 子供を  $\left\{ \begin{array}{l} \text{アソバス} \\ * \text{アソバサス} \end{array} \right\}$

- (4) a. 子供が 家に おる  
 b. 母親が 子供を 家に  $\left\{ \begin{array}{l} \text{オラス} \\ * \text{オラサス} \end{array} \right\}$

この適格性は、動詞が心理動詞であっても同様である。

- (5) a. 子供が 喜ぶ  
 b. 母親が 子供を  $\left\{ \begin{array}{l} \text{ヨロコバス} \\ * \text{ヨロコバサス} \end{array} \right\}$

一段動詞の場合でも、使役動詞と二重使役形式のふるまいは同様である。

- (6) a. ライオンが 暴れる  
 b. 調教師が ライオンを  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アバレサス} \\ 1 \text{ アバレラス} \\ * \text{ アバレラサス} \end{array} \right\}$

- (7) a. 太郎が 暴れる  
 b. ボスが 太郎を  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アバレサス} \\ 1 \text{ アバレラス} \\ * \text{ アバレラサス} \end{array} \right\}$

以上の例は全て、自動詞の例であるが、他動詞の場合でもやはり同じである。以下に、五段動詞と一段動詞の例を示す。

- (8) a. 太郎が 船を 漕ぐ  
 b. 花子が 太郎に 船を  $\left\{ \begin{array}{l} \text{コガス} \\ * \text{コガサス} \end{array} \right\}$
- (9) a. 太郎が しょうゆを 舐める  
 b. 花子が 太郎に しょうゆを  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ ナメサス} \\ 1 \text{ ナメラス} \\ * \text{ ナメラサス} \end{array} \right\}$

以上の点をまとめると、特別な文脈を設定しない限り、〔AがBに～させる〕という文では、五段・一段動詞共に使役動詞のみが適格になり、二重使役形式は不適格とされるといえる。

逆に二重使役形式が適格となるのは、使役主体が誰かを介して使役客体の動作・変化・状態をひきおこすような使役表現の場合である。

- (10) a. 子供が 遊ぶ [= (3a)]  
 b. 父親が 母親に (言って) 子供を  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アソバス} \\ 1 \text{ アソバサス} \end{array} \right\}$
- (11) a. 子供が 家におる [= (4a)]  
 b. 父親が 母親に (言って) 子供を 家に  $\left\{ \begin{array}{l} ? \text{オラス} \\ \text{オラサス} \end{array} \right\}$
- (12) a. 子供が 喜ぶ [= (5a)]  
 b. 父親が 母親に (言って) 子供を  $\left\{ \begin{array}{l} ? \text{ヨロコバス} \\ \text{ヨロコバサス} \end{array} \right\}$

上例のように、参加者が一人増えると、二重使役形式が適格となり、更に使役動詞よりも自然と判断されるようになる。この傾向は、一段動詞や他動詞の場合でも同様である。



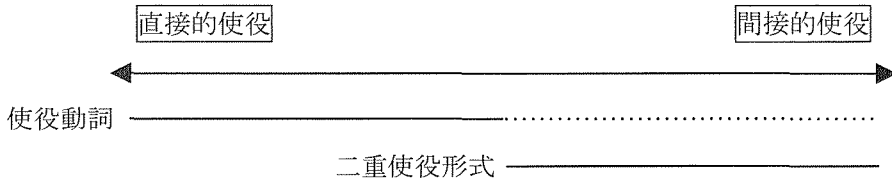


件である(2a)を、(19)は(2a, c)を満たしていないのである。このように、二重使役構造ではない文においても、間接的な使役を表す場合には二重使役形式が適格となり、使役動詞よりも優先されるようになる。

ここまで見てきたように、使役動詞がどのような文脈でも用いられるのに対して、二重使役形式は、「AがBに(言って)Cに～させる」のような二重使役構造を持つ文(2b)の条件を満たさない文)の場合、および「BがCに～させる」の構造の文でも間接的な使役を表す場合(2)のいずれかの条件を満たさない場合)に適格となり、使役動詞よりも自然と判断される。すなわち、「二重使役形式は間接的な使役を表す文において使役動詞よりも優先される」とまとめることができる。

以上の議論をまとめると、下図のようになる。

【図1】平叙文における使役動詞と二重使役形式の意味分担



平叙文における二重使役形式は、直接的な使役の意味は表せず、専ら間接的な使役の意味を担う。図に示したように、《直接》←→《間接》のスケールの間接寄りの部分をカバーするのである。使役動詞は基本的にどのような文脈でも用いることができるが、二重使役形式がカバーする意味領域では、二重使役形式が優先される(図では点線……で示す)。このように使役動詞と二重使役形式は《直接》から《間接》へという使役の意味的スケール上で役割分担を行なっている。言い換えれば、二重使役形式は使役主体から引き起こされる事態までの距離の長さ(間接性)を、その形式にアイコンニックに反映しているのである。

#### 4. 1. 2. サス使役動詞とラス使役動詞

前節では、二重使役形式と使役動詞の意味的差異について見た。本節では、一段動詞にのみ存在する2種類の使役動詞、サス使役動詞(ミサスなど)とラス使役動詞(ミラスなど)の違いについて考察する。

前節の例文からも分かる通り、サス使役動詞とラス使役動詞の違いは、基本的に《直

接》 ↔ 《間接》の意味的スケールとは関係がない。以下に、「暴れる」の例を再掲する（以下、煩雑さを避けるため二重使役形式は例文から省く）。

(20) a. ボスが 太郎を  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アバレサス} \\ 1 \text{ アバレラス} \end{array} \right\}$  [= (7b) : 《直接》]

b. ボスが 次郎に命令して 太郎を  $\left\{ \begin{array}{l} 3 \text{ アバレサス} \\ 2 \text{ アバレラス} \end{array} \right\}$  [= (14b) : 《間接》]

c. 次郎は太郎に催眠術をかけ、3日後に太郎を  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アバレサシタ} \\ 2 \text{ アバレラシタ} \end{array} \right\}$   
[= (19) : 《間接》]

(20c) ではラス使役動詞とサス使役動詞の優先度が同じになるものの、サス使役動詞とラス使役動詞の優先度が《直接》 ↔ 《間接》の意味的スケールによって逆転することはない。今回の調査結果にはサス使役動詞がラス使役動詞よりも優先される例はほとんど見られない。唯一 (21) のような例で、サス使役動詞がラス使役動詞よりも優先される程度である。

(21) a. 太郎が主役をやりたいというので、先生は主役として太郎を  $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ デサシタ} \\ 2 \text{ デラシタ} \end{array} \right\}$

b. 両親は太郎が主役になりたいと言うのを聞いて、担任の先生に頼み込んで、太郎を主役として学芸会に  $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ デサシタ} \\ 2 \text{ デラシタ} \end{array} \right\}$

(21) の例は、どちらも《許容》の例である。「学芸会に出る」という動作は使役客体である太郎の意志によってひきおこされる。(21a) の使役主体（先生）はそれに許可を与える存在である。(21b) は、(21a) をもとにした二重使役構造の文であり、「両親」という参加者が更に加わっているが、《許容》を表すという点では同じである。

サス使役動詞が《許容》の意味で優先されることと関連する現象をもう一つあげる。

(22) 太郎が花瓶を  $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ ワル} \\ * \text{ ワレサス} \\ 2 \text{ ワレラス} \end{array} \right\}$

(22) のように使役客体が人間ではなくモノである場合（当然このような場合は他動詞が優先される）、ラス使役動詞を用いることができるのに対して、サス使役動詞は不適格となる。《許容》の意味では、使役客体は自身の動作を制御することのできる意志的主体でなければならないのであるが、上の例では、使役客体（花瓶）が意志を持たない。そのため、《許容》を表すサス使役動詞が用いられないものと解釈できる。このように、サス使

役動詞は《許容》の意味を表す場合にラス使役動詞よりも優先されるように見える。

しかしながら、これに対する反例も多く見られる。まず、《許容》の意味を表すにもかかわらず、ラス使役動詞が優先される例がある。

(23) 太郎が窓を開けたいと言うので、先生は太郎に窓を  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アケサシタ} \\ 1 \text{ アケラシタ} \end{array} \right\}$

(24) 次郎は、太郎の好きなように  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アバレサス} \\ 1 \text{ アバレラス} \end{array} \right\}$

また、《許容》の意味を表さない文において、サス使役動詞の優先度がラス使役動詞と並ぶ場合もある。<sup>4)</sup>

(25) 次郎は、太郎に酒を飲ませて  $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ アバレサス} \\ 1 \text{ アバレラス} \end{array} \right\}$

(26) 次郎は太郎に催眠術をかけ、3日後に太郎を  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アバレサシタ} \\ 2 \text{ アバレラシタ} \end{array} \right\}$

[ = (19) ]

このように、サス使役動詞は《許容》の使役において優先度が高くなる傾向にあるものの、《許容》の使役文であってもラス使役動詞が優先される例が見られることから、ラス使役動詞とサス使役動詞がそれぞれ《使役》《許容》の意味を表し分けているとは言い難い。

以上、サス使役動詞とラス使役動詞について見てきたが、全般的にラス使役動詞が用いられる傾向にある。《許容》の意味ではサス使役動詞がラス使役動詞よりも優先される場合があるものの、両者の違いは単に優先度の違いであり、どちらかが不適格になるということはない。このことから、基本的に2形式は意味的に同一であり（すなわちバリエーション関係にあり）、《許容》を除くほとんどの環境でサス使役動詞がラス使役動詞にとって替わられていると解釈するのが妥当であろう。

#### 4. 2. 行為要求文での使役表現

次に、命令形やテ形による行為要求文における使役形式について考察する。命令形・テ形での諸形式のふるまいは、基本的に平叙文の場合と同様に考えられるが、二重使役形式の生起できる範囲が広がるという点で異なっている。以下、4. 2. 1. で命令形について、4. 2. 2. でテ形による依頼の文について諸形式のふるまいをみていく。

##### 4. 2. 1. 命令形

まず、五段動詞の場合から考察する。特別な文脈を設定しない場合には、基本的に使役

動詞が用いられる。これは平叙文の場合と同様の傾向である。異なるのは、平叙文の場合、間接的な文脈を設定しない限り二重使役形式が不適格であったのに対し、命令形の場合は（優先度は使役動詞より低いものの）不適格とはならないという点である。

(27) そんなもの、太郎に  $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ カカセ} \\ 2 \text{ カカサセ} \end{array} \right\}$

(28) オレに  $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ カカセ} \\ 2 \text{ カカサセ} \end{array} \right\}$

(29) あの子が「遊びたい」って言ってるんだから、好きなように  $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ アソバセ} \\ 2 \text{ アソバサセ} \end{array} \right\}$

以上のように、使役客体が3人称(27, 29)であっても、1人称(28)であっても違いは無い。更に、特に間接的な文脈を設定していなくても、二重使役形式の命令形が優先されることがある。

(30) もっと子供を  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アソバセ} \\ 1 \text{ アソバサセ} \end{array} \right\}$

(31) オレにも  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アソバセ} \\ 1 \text{ アソバサセ} \end{array} \right\}$

一段動詞でも基本的に使役動詞、特にラス使役動詞が用いられる。また、二重使役形式が不適格にならないことも上の五段動詞の場合と同様である。

(32) 太郎を あの店で  $\left\{ \begin{array}{l} 3 \text{ アバレサセ} \\ 1 \text{ アバレラセ} \\ 2 \text{ アバレラサセ} \end{array} \right\}$

(33) オレにも  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アバレサセ} \\ 1 \text{ アバレラセ} \\ 3 \text{ アバレラサセ} \end{array} \right\}$

(34) 太郎に  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アケサセ} \\ 1 \text{ アケラセ} \\ 3 \text{ アケラサセ} \end{array} \right\}$

平叙文の場合には、間接的使役において二重使役形式が優先されることが確認されたが、命令文においても同様である。以下の例は、二重使役構造を持つ命令文である。話し手の要求が「聞き手→先生→太郎」のように、媒介者(先生)を介して実現されるという点で間接的である。五段・一段動詞それぞれ一例ずつあげる。

- (35) 先生に頼んで、太郎に  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ カカセ} \\ 1 \text{ カカサセ} \end{array} \right\}$
- (36) 先生に頼んで、太郎に  $\left\{ \begin{array}{l} 3 \text{ アケサセ} \\ 2 \text{ アケラセ} \\ 1 \text{ アケラサセ} \end{array} \right\}$

また平叙文の一段動詞の場合、《許容》の意味でサス使役動詞がやや優先される傾向にあったが、それはここでも当てはまる。

- (37) 太郎の好きなように  $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ アバレサセ} \\ 2 \text{ アバレラセ} \\ 3 \text{ アバレラサセ} \end{array} \right\}$

以上、簡単に使役諸形式の命令形を見てきた。その特徴は、平叙文の場合とほぼ同様であるが、以下の点で異なっている。

- 1) どのような意味でも二重使役形式が不適格にならない
- 2) 五段動詞では、間接的な使役の意味でなくても二重使役形式が優先されることがある

つまり適格性だけを考えた場合、平叙文において見られた《直接》 ↔ 《間接》の意味的スケール上での、二重使役形式と使役動詞の意味分担が、命令文では中和しつつあると考えることができる。

#### 4. 2. 2. テ形

次に、テ形によって聞き手に行為を要求する（依頼）文の中での使役表現について考察する。まず五段動詞の場合、専ら二重使役形式が優先され、使役動詞の優先度はそれに続く。

- (38) 僕にも  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アソバシテ} \\ 1 \text{ アソバサシテ} \end{array} \right\}$
- (39) 私に  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ カカシテ} \\ 1 \text{ カカサシテ} \end{array} \right\}$
- (40) 先生に頼んで、私に  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ カカシテ} \\ 1 \text{ カカサシテ} \end{array} \right\}$

つまり、直接的使役（38, 39）であっても間接的使役（40）であっても、二重使役形式が優先されるのである。ところが、一段動詞の場合にはこのような傾向は見られない。

(41) 僕も学芸会に  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ デサシテ} \\ 1 \text{ デラシテ} \\ 3 \text{ デラサシテ} \end{array} \right\}$

(42) 私に  $\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ アケサシテ} \\ 1 \text{ アケラシテ} \\ 3 \text{ アケラサシテ} \end{array} \right\}$

上例のように、一段動詞の場合には使役動詞（ラス使役動詞）が優先される。ただし、間接的使役を表す場合には二重使役形式が優先される。これは平叙文の場合と同じである。

(43) 先生に頼んで僕も学芸会に  $\left\{ \begin{array}{l} 3 \text{ デサシテ} \\ 2 \text{ デラシテ} \\ 1 \text{ デラサシテ} \end{array} \right\}$

テ形による依頼の文では、命令形の場合と同様に、直接的使役の意味においても二重使役形式が不適格とされることはない。更に、五段動詞の場合は直接的使役であっても二重使役形式が優先される。つまり、テ形においては《直接》 $\leftrightarrow$ 《間接》による2形式の使い分けがもはや見られず、使役動詞が二重使役形式にとって替わられているものと考えられる。なお、一段動詞では直接的使役で使役動詞が優先され、間接的使役で二重使役形式が優先される。このような活用型によるふるまいの違いは、一段動詞の二重使役形式化が定着することによって無くなっていくと予想される。

## 5. まとめ

### 5. 1. 幡多方言における使役形式の意味分担

以上、幡多方言の使役表現に見られる諸形式について、それらの意味的な差異を考察してきた。まず、一段動詞にのみ、サス使役動詞とラス使役動詞という2つの使役動詞があるが、これら2形式の差異は非常に曖昧である。サス使役動詞が《許容》の意味を表す使役表現で優先されることがあるが、ほとんどの場合はラス使役動詞が優先される。ここから、サス使役動詞とラス使役動詞は意味的差異をほとんど持たず、ラス使役動詞が多用される状態にあると考えられる。

これらサス使役動詞・ラス使役動詞を含めた使役動詞に加えて二重使役形式がある。この形式が優先される範囲をまとめると、以下の図のようになる。

【図2】二重使役形式の意味分担

		《直接》 ←————→ 《間接》
平叙文		—————
行為要求文	一段	.....—————
	五段	.....—————
	命令	.....—————
	テ形	—————

上の図で線が無い部分は、二重使役形式が不適格となる部分である。点線は、不適格にはならないが使役動詞が優先される場所、実線は二重使役形式が優先される場所を表す。

この図から、二重使役形式は基本的に《直接》の意味よりも《間接》寄りの意味を担うといえる。逆に、使役動詞はどのような意味でも適格となるが、どちらかという《直接》寄りの意味を担うといえる。また、二重使役形式の優先度は、他の条件が同じならば、

(44) 五段動詞 ≥ 一段動詞

の関係が成り立つ（不等号の左側の要素が右側の要素より優先される傾向にあることを示す。以下同様）。これは、3. 2. で述べたように、一段動詞の二重使役形式が五段動詞（特にラ行五段動詞）をモデルとして形成されるためである。つまり、五段動詞をモデルとしている以上、五段動詞の二重使役形式が現れ得ないところには、一段動詞のそれも現れることができないのである。

また文タイプで考えると、他の条件が同じならば

(45) 行為要求文・テ形 ≥ 行為要求文・命令形 > 平叙文

の関係が成り立つ。しかし、なぜこのような関係が成り立つのか、つまり、なぜ二重使役形式がこのような順序で浸透していくのかについて、現段階では明確な説明を与えることができない。ここでは考えられる要因として、1) 使役表現らしさと、2) 丁寧さとの関係、について述べておく。

使役表現は「使役主体が使役客体に意図的に働きかけることによって、使役客体に何らかの動作・変化・状態をひきおこす」という意味が典型だとすると、命令形・テ形などの行為要求文になるにしたがって、使役の典型的意味から外れていくと考えられる。命令形では、話し手の指示によって、聞き手（使役主体）が使役動作を開始する。したがって、使役主体（聞き手）の動作はもはや意図的に行なえるものではない。更に、テ形要求文では、話し手の利益となることを、話し手自らの意志で行なおうとしている。聞き手（使役主体）は、それを「妨げない」あるいは「許可する」という消極的な存在である。このように、平叙文から行為要求文になるにしたがって、使役の典型的な意味から外れていくと

考えられるならば、二重使役形式は使役の意味のうち、より周辺的な意味（典型から外れた意味）から侵入するということができる。

また、行為要求とは、相手に何らかの行為を行なうことを要求するため、相手の「他人に邪魔されたくない」というメンツを脅かす行為と言える。このメンツを脅かす程度を少しでも軽減するために、言語表現上は「間接性」を意味する形式を用いて、相手の事態に対する責任を軽減していると考えられる。テ形の行為要求文、つまり話し手の利益になることの許可を要求する文で、間接性を表す二重使役形式が用いられるのはそのためであろう。

以上、当該方言における使役諸形式の意味的差異について、直接的／間接的使役、平叙／行為要求文という観点から考察した。ラ行五段化という、他の動詞群への形式同化によって生じたラス使役動詞は、従来の使役動詞（サス使役動詞）との意味的な違いがほとんど無い。これに対して、二重使役形式化という、形式分化によって生じた二重使役形式は、使役動詞と意味分担を行ない、一個人の体系内に存在していることが明らかになった。

## 5. 2. 他地域の現象との関連

本稿でとりあげた現象のうち、二重使役形式化については、他地域でも類似の現象が報告されている。

浅井・加治木（1994）では、全国の20歳以上の男女1,373人を対象に、「ことばのゆれ」の調査を行なっている。その中で「歌わさせていただきます」のような「さ入れ言葉」に対する意識調査の結果をあげており、6割強の人が「おかしくない」と感じていることが報告されている。また、「さ入れ言葉」は陣内（1996）、真田（2000）でも「さ付きことば」としてとりあげられている。陣内（1996：42）では、関西地域の大学生200人に対する調査結果から、次の（46a）から（46d）へいくにしたがって許容度が下がることを示している。

- (46) a. 先に歌わさせていただきます  
 b. 先に歌わさせてください  
 c. 先に歌わさせてくれない？  
 d. 先に歌わさせて！

いずれの報告でも、この現象が「～ていただきます」という表現に際立って見られ、改まり意識の減少に伴って許容度も下がると指摘されている。

この「さ付き（さ入れ）」現象は、使役の意味という観点から考えると、(a) 使役の典型的な意味から外れたところに現れやすい、(b) 二重使役形式（「さ付きことば」）の間接性を利用した表現に現れやすい、という点で当該方言の二重使役形式のふるまいと共通して



いる。「～させていただきます」は、使役主体が不特定という点で、行為要求文よりも更に典型から外れている上に、そもそも使役の意味を失いつつある。また、5. 1. で述べたように二重使役形式が丁寧さと結びつくと考えられるなら、「さ付きことば」が「～ていただく」のような表現、そして改まり意識と結びつくことと関連していると考えられる。この点で、当該方言における二重使役形式は「さ付き(さ入れ)」現象が更に進んだものととらえることができる。

同様の現象が他方言においても見られるならば、(1) 意味の点では、典型的な使役の意味よりも典型から外れた使役の意味に現れやすい、(2) 形式の点では、テ形（中でも「～ていただく」）から命令形、そしてその他の活用形の順に現れやすい、という二重使役形式のふるまいは方言普遍的であるといえるかもしれない。

## 6. おわりに

本稿の考察は、使役の意味を表す諸形式が一個人内でどのように使い分けられているかをみるものであった。この結果をそのまま通時的な解釈にスライドさせることは危険であるが、変化の進行過程 (transition problem) について、少なくとも以下の点が示唆される。

第一に、動詞形態に起こる変化には、意味的な差異をみせずに行進するものと、意味的な偏りをもって進行するものがあると考えられる。本稿の考察では、ラ行五段化が前者にあたり、二重使役形式化が後者にあたる。第二に、二重使役形式化が起こる場合、その変化は、(a) 間接的な使役の意味から進行し、直接的な（典型的な）使役の意味には遅れて進む、そして (b) 先に行為要求文に発生し、平叙文へと進行することが予想される。

また、変化の発生の問題 (actuation problem) に関しては、次のような問題があげられる。すなわち、(a) もともとある意味的差異を表し分けるために形式が分化したのか、(b) 変化の途上で同じ意味を表す形式が併存状態にあるために話者が臨時的に意味的差異を付与したのか、という問題である。言い換えれば、意味との必然的なつながりという動機によって変化が起こったのか否かという問題である。サス使役動詞とラス使役動詞は意味的な差異がほとんど見られないことから、ラ行五段化は (b) にあたると考えられる。これに対して二重使役形式と使役動詞との間には、比較的はっきりとした意味的差異が見られる。ここから (a) の可能性が考えられるが、本稿の結果だけではこれを支持する十分な根拠とならない。この問題については、今後も考えていきたい。

## 【注】

- 1) 渋谷 (2000 : 71) では可能表現の調査から、「…文法領域によっては、移住者を対象とするほうが、伝統的な体系を記述できる可能性がある…」と述べている。これは未だ仮説の域をでておらず、また使役表現がこれにあたるか否かは定かではない。しかし、他方言と接触した話者が記述に適している可能性があることは指摘しておきたい。
- 2) ここであげた単なる「使役」については、「誘発使役」(柴谷1978)、「指令」(佐藤1986)など、様々な呼び方があるが、ここでは単に「使役」と呼んでおく。また、「許容」に関して「許可・放任」(佐藤1986)というものがあるが、ここでは「許容」と呼んでおく。
- 3) 語彙的使役とは「殺す」(⇔「死ぬ」)のような、もともとなる動詞と形態的に関連の無い動詞による使役表現、形態的使役とは「-させる」のような接辞(形態素)の付加による使役表現、分析的使役とは英語の「cause to die」のように、使役を表す動詞とひきおこされる動作・変化・状態を表す動詞を分析的に表す使役表現である。なお、日本語には「通す」(⇔「通る」)のような、語彙的使役と形態的使役の中間に位置するようなものもある。詳しくは、野田(1991)を参照されたい。
- 4) ただし、これらの文は《許容》として解釈することも可能である。そうであったとしても、《許容》を表す文においてサス使役動詞が優先されないという点で、「サス使役動詞は《許容》の使役で優先される」とは言えないわけである。

## 【引用文献】

- 浅井真慧・加治木美奈子(1994)「『完璧に失敗』はおかしい?」『放送研究と調査』44-7  
日本放送出版協会.
- 佐藤里美(1986)「使役構造の文 —人間の人間にたいするはたらきかけを表現する場合—」  
『ことばの科学』1 むぎ書房.
- 真田信治(2000)『脱・標準語の時代』小学館.
- 柴谷方良(1978)『日本語の分析』大修館書店.
- 渋谷勝己(2000)「徳島県海部郡方言の可能表現」『阪大社会言語学ノート』2 大阪大学大学院  
文学研究科社会言語学研究室.
- 陣内正敬(1996)「さ付きで差がつく?丁寧表現」『月刊日本語』1996年5月号(陣内1998  
『日本語の現在 —揺れる言葉の正体を探る』アルクに再録).
- 野田尚史(1991)「文法的なヴォイスと語彙的なヴォイスの関係」仁田義雄編『日本語の  
ヴォイスと他動性』くろしお出版.
- 松丸真大(2001)「方言における動詞活用体系の変化過程 —高知県幡多方言から見る—」  
修士論文 大阪大学.
- 村木新次郎(1991)『日本語動詞の諸相』ひつじ書房.
- Comrie, Bernard (1989) *Language Universals and Linguistic Typology*. 2nd edition.  
Oxford: Basil Blackwell. (松本克己・山本秀樹訳『言語普遍性と言語類型論』ひつじ書房)

Shibatani, Masayoshi (1976) "Causativization." In Shibatani (ed.) *Syntax and Semantics 5: Japanese Generative Grammar*. New York: Academic Press. pp. 239-294.

**【付記】**

本稿は修士論文（2000年度提出）の一部を書き改めたものである。修士論文のための調査に快くご協力くださったインフォーマントの方々に、心より感謝いたします。